

○八女西部広域事務組合公平委員会設置条例

(昭和 52 年 7 月 29 日 条例第 22 号)

(設置)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全なる実施を確保し、その目的を達成するため、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき八女西部広域事務組合公平委員会を設置する。

(委員)

第 2 条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。